## 農業次世代人材投資事業

## 第1 事業の内容

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農 直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金(以下「資金」という。)を交付す る。

## 第2 事業の種類

1 準備型

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修機関等において 研修を受ける者に対して、資金を交付する事業

## 2 経営開始型

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、 資金を交付する事業

#### 3 推進事業

都道府県及び市町村等が実施する資金の交付等に係る推進事務を行う事業

### 4 経営発展支援金事業

経営開始型の交付対象者のさらなる経営発展を支援するための支援金を交付する事業

#### 第3 事業の仕組み

- 1 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、補助金を交付する。
- 2 全国農業委員会ネットワーク機構は、本事業に要する経費を都道府県に補助する。

## 第4 交付主体

1 準備型

都道府県又は青年農業者等育成センター

ただし、第8の3に定める全国型教育機関における研修について、全国農業委員会ネットワーク機構から交付することもできる。

## 2 経営開始型市町村

ただし、平成29年度以降の新規交付対象者に対する交付は、第7の2の(12) に定めるサポート体制を構築している市町村に限る。 3 経営発展支援金事業 市町村

## 第5 農業次世代人材投資資金の交付要件等

交付主体は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で資金を交付する。

- 1 準備型
- (1) 準備型の交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。
  - ア 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
  - イ 第6の1の(1)の研修計画(別紙様式第1号)が次に掲げる基準に適合 していること。
    - (ア) 「農業次世代人材投資事業(準備型)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」(令和2年1月30日付け元経営第2510号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」という。)に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると交付主体等(交付主体が青年農業者等育成センターの場合は都道府県を含む。以下同じ。)が認めた研修機関等で研修を受けること。
    - (イ)研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
    - (ウ) 先進農家又は先進農業法人(以下「先進農家等」という。) で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
      - a 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族(三親等以内の者をいう。 以下同じ。)ではないこと。
      - b 当該先進農家等と過去に雇用契約(短期間のパート及びアルバイトを 除く。)を結んでいないこと。
    - (エ) 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
      - a 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。
      - b a の農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
  - ウ 常勤(週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。)の雇用 契約を締結していないこと。
  - エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
  - オ 研修終了後に親元就農(親族が経営する農業経営体に就農することをいう。 以下同じ。)する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等に より交付対象者の責任及び役割(農業に専従すること、経営主から専従者給 与が支払われること等)を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業 経営を継承する、又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経 営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となること(以下「農業経

営を継承」という。)を確約すること。

- カ 研修終了後に独立・自営就農(2の(1)のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。)する予定の場合にあっては、就農後5年以内に基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。
- キ 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク (以下「一農ネット」という。) に加入していること。
- ク 第6の1の(1)の研修計画の承認申請時において、前年の世帯(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。)全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体等が認める場合に限り、採択を可能とする。交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。
- ケ 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第 6の1の(1)の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請 までに傷害保険に加入していること。
- (2) 交付金額及び交付期間

資金の額は、交付期間1年につき1人あたり最大150万円とする。また、交付期間は最長2年間とする。

なお、平成31年4月以降に研修を開始する者であって、(1)の(エ)の海 外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は交付主体は資金の交付を停止する。
  - ア (1) の要件を満たさなくなった場合。
  - イ 研修を途中で中止した場合。
  - ウ 研修を途中で休止した場合。
  - エ 第6の1の(4)の研修状況報告を行わなかった場合。
  - オ 第7の1の(4)の研修実施状況の現地確認等により、「農業次世代人材 投資資金の交付対象者の考え方について」(平成31年4月1日付け30経営第 3030号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。)を満た さない等、適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合(例:研修 を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など。)
  - カ 第11の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。
- (4) 次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると交付主体が認めた場合(イの(ク)に該当する場合は除く。)はこの限りでない。
  - ア 一部返還

- (ア)(3)のアからウまで及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。
- (イ)(3)のエに該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。 イ 全額返還
  - (ア)(3)の才に該当した場合。
  - (イ)研修(第6の1の(7)のアの継続研修を含む。以下同じ。)終了後 (研修中止後を含む。以下同じ。)1年以内に、原則50歳未満で、独立・自 営就農、雇用就農(農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。)又は親 元就農しなかった場合。ただし、第6の1の(7)のウによる手続を行い、 研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した 場合を除く。
  - (ウ) (2) のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に(1) のイ(エ)のaの農業経営を実現できなかった場合
  - (エ) 親元就農をした者が、(1) の才で確約したことを実施しなかった場合。
  - (オ)独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等 就農計画の認定を受けなかった場合。
  - (カ)独立・自営就農若しくは雇用就農を交付期間の1.5倍((2)のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ)又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。ただし、第6の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。
  - (キ) 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内で第6の1の(7) の報告を行わなかった場合。
  - (ク) 虚偽の申請等を行った場合。

#### 2 経営開始型

- (1)経営開始型の交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。
  - ア 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
  - イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が 農業経営を法人化している場合は、(ア)及び(イ)の「交付対象者」を 「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、(ウ)及び(エ)の「交付 対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。
    - (ア) 農地の所有権又は利用権(農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、基盤強化法第20条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を

受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者が有していること。

- (イ) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
- (ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- (エ) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象 者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- (オ) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- ウ 基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
- エ 青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料(別紙様式第2号) を添付したもの(以下「青年等就農計画等」という。)が次に掲げる要件に 適合していること。
  - (ア) 農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。) で生計が成り立つ計画であること。
- (イ) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、 経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独 自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。)と同等の経営リスクを負 って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。 交付主体は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村 長が認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示するこ と。なお、一戸一法人(原則として世帯員のみで構成される法人。)以外の農 業法人を継承する場合は交付の対象外とする(なお、交付対象者が農業経営 を法人化している場合は、イの(ア)及び(イ)の「交付対象者」を「交付 対象者又は交付対象者が経営する法人」と、(ウ)及び(エ)の「交付対象者」 を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。)。
- カ 人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱に定める実質 化された人・農地プラン等をいう。以下別記1において同じ。)に中心となる 経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれるこ と、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「人・ 農地プランに位置づけられた者等」という。)。
- キ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けて おらず、かつ、原則として別記3に掲げる農の雇用事業による助成を受けた ことがある農業法人等でないこと。
- ク 原則として一農ネットに加入していること。

- ケ 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、 気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険 又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込 まれること。
- コ 第6の2の(1)の青年等就農計画等の承認申請時において、前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合に限り、採択を可能とする。交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。
- サ 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへ の積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意 思があること。
- シ 平成27年4月以降に農業経営を開始した者であること。

#### (2) 交付金額及び交付期間

- ア 資金の額は、経営開始初年度は、交付期間1年につき1人あたり150万円を交付し、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得(農業経営開始前の所得、被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く。以下同じ。)を減じた額に3/5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を交付する。また、交付期間は最長5年間(平成30年度以前に経営を開始した者にあっては、経営開始後5年度目分まで)とする。
- イ 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、(2)のアの額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。
  - (ア) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
  - (イ) 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。
  - (ウ) 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。
- ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就 農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけら れた者等に限る。)に交付期間1年につきそれぞれ(2)のアの額を交付する。 なお、経営開始後5年以上経過している農業者(当該農業者が(2)のア の交付を受けている場合は、その5年度目を超えている農業者)が法人の役 員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。
- (3) 次に掲げる事項に該当する場合は交付主体は資金の交付を停止する。
  - ア (1)の要件を満たさなくなった場合。
  - イ 農業経営を中止した場合。
  - ウ農業経営を休止した場合。

- エ 第6の2の(6)の就農状況報告を行わなかった場合。
- オ 第7の2の(5)の就農状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」 を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと交付主体が判断した場合 (例:青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべ き農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等 の従事日数が一定(年間150日かつ年間1,200時間)未満である場合、交付主 体から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合 など)。
- カ 第11の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。
- キ 第7の2の(6)の中間評価によりC評価相当と判断された場合
- ク 交付対象者の前年の総所得が350万円以上であった場合(その後、350万円 を下回った場合は、翌年から交付を再開することができる。)。
- (4) 次に掲げる要件に該当する場合は交付対象者は資金を返還しなければならない。ただし、ア又はウに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として交付主体が認めたときは、この限りでない。
  - ア (3) のアからカまでに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の 対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分(当該事項に該 当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。
  - イ 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。
  - ウ 経営開始型の交付期間(休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。)と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあっては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第6の2の(6)のウの手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者及び第7の2の(6)の中間評価によりC評価相当とされた者を除く。

### 第6 交付対象者の手続

- 1 準備型
- (1)研修計画の承認申請

準備型の交付を受けようとする者は、研修計画(別紙様式第1号)を作成し、 交付主体に承認申請する。

- (2) 研修計画の変更申請
  - (1)の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、計画の変更を申請する(研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合は除く。)。
- (3) 交付申請
  - (1) の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第3号)を作成し、交付

主体に資金の交付を申請する。交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、交付申請の対象期間が半年未満の場合には、申請の額は研修期間を月割にして算出するものとする。

## (4) 研修状況報告

準備型の交付を受けた者(以下「準備型交付対象者」という。)は、研修状況報告書(別紙様式第4号)を交付主体に提出する。提出は半年ごとに行い、交付対象期間経過後、1か月以内に行う。

## (5) 交付の中止

準備型交付対象者は、準備型の受給を中止する場合は交付主体に中止届(別紙様式第6号)を提出する。

## (6) 交付の休止

- ア 準備型交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する 場合は交付主体に休止届(別紙様式第7号)を提出する。
- イ アの休止届を提出した準備型交付対象者が研修を再開する場合は研修再開 届(別紙様式第8号)を提出する。
- ウ 準備型交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は1度 の妊娠・ 出産又は災害につき最長1年の休止期間を設けることができる。 また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、イの研修再 開届と合わせて(2) の手続に準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

## (7)研修終了後の報告

#### ア 就農状況報告

準備型交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告(別紙様式第9号)を交付主体に提出する。

なお、準備型の受給終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等(以下「継続研修」という。)を行う場合は、継続研修計画(別紙様式第10号)を作成し、(1)の手続に準じて、交付主体に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届(別紙様式第11号)を交付主体に提出する。継続研修は準備型受給終了後1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として4年以内とする。

継続研修を行う場合、第5の1の(4)のイの(イ)の研修終了後1年以内とは継続研修の終了後1年以内とする。また、継続研修の期間中は(4)の規定に準じて、交付主体に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

#### イ 住所等変更報告

準備型交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(別紙様式第12号)を交付主体に提出する。

## ウ 就農遅延報告

準備型交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、交付主体に就農遅延届(別紙様式第13号)を提出する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則2年以内とする。

#### 工 就農報告

準備型交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就 農した場合は、就農後1か月以内に就農報告(別紙様式第14号)を交付主体 に提出する。

#### 才 就農中断報告

準備型交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに交付主体に就農中断届(別紙様式第15号)を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届(別紙様式第16号)を提出する。

#### カ 離農報告

準備型交付対象者は、交付期間終了後6年の間に離農した場合は、離農後1か月以内に離農届(別紙様式第21号)を交付主体に提出する。

#### (8) 返還免除

準備型交付対象者は、第5の1の(4)のただし書の病気、災害等のやむを 得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(別紙様式第18号)を交付主体に 提出する。

#### (9) 申請窓口

ア 研修予定地の都道府県の交付主体が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

ただし、第8の3に定める全国型教育機関における研修で全国農業委員会 ネットワーク機構から交付を受ける場合、全国型教育機関が申請の窓口とな ることを基本とする。

- イ 準備型交付対象者の就農地が既に決まっている場合、研修を受けようとする都道府県の交付主体及び就農予定地の都道府県の交付主体が調整の上、就 農予定地の都道府県の交付主体から交付することができる。
- ウ 交付主体及び就農予定地の市町村が調整の上、市町村を申請の窓口とする ことができる。

#### 2 経営開始型

#### (1) 青年等就農計画等の承認申請

経営開始型の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、交付主体に承認申請する。

なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、交付主体に相談し、計画 の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、都道府県普及指導センター等の関 係機関、第7の2の(12)のサポート体制の関係者等から助言並びに指導を受 けることとする。

## (2) 青年等就農計画等の変更申請

(1)の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請する(追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。)。

#### (3) 交付申請

(1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第19号)を作成し、交付 主体に資金の交付を申請する。交付の申請は半年分又は1年分を単位として行 うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年 以内に行うものとする。

また、申請の対象は、平成31年4月以降の農業経営とする。

#### (4) 交付の中止

経営開始型の交付を受けた者(以下「開始型交付対象者」という。」は、経営開始型の受給を中止する場合は交付主体に中止届(別紙様式第6号)を提出する。

## (5) 交付の休止

ア 開始型交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は交付主体に休止届(別紙様式第7号)を提出する。

- イ アの休止届を提出した開始型交付対象者が就農を再開する場合は経営再 開届(別紙様式第20号)を提出する。
- ウ 開始型交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、イの経営再開届と合わせて(2)の手続に準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。ただし、第5の2の(2)のイに規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

#### (6) 就農状況報告等

## ア 就農状況報告

開始型交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告(別紙様式第9号)を交付主体に提出する。

また、交付期間終了後5年間(ウの手続を行い、就農を中断した場合は、 就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。)、毎年7月末及び1月末 までにその直近6か月の作業日誌(別紙様式第9-1号-1)を交付主体に 提出する。

なお、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、

離農届(別紙様式第21号)を提出する。

#### イ 住所等変更報告

開始型交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住 地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(別紙 様式第12号)を交付主体に提出する。

#### ウ 就農中断報告

開始型交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに交付主体に就農中断届(別紙様式第15号)を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届(別紙様式第16号)を提出する。

#### エ 離農届

開始型交付対象者は、交付期間終了後5年の間に農業経営を中止し、離農 した場合は、離農後1か月以内に離農届(別紙様式第21号)を交付主体に提 出する。

#### (7) 返還免除

開始型交付対象者は、第5の2の(4)の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(別紙様式第18号)を交付主体に提出する。

## (8) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを 基本とする。

イ 人・農地プランの策定市町村と開始型交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

## 第7 交付主体の手続等

#### 1 準備型

#### (1) 研修計画の承認

交付主体は、準備型の交付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、研修計画の内容について審査する。

審査の結果、第5の1の(1)の要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、 資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲 内で研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、都道府県普及指導センター等の関係機関を含めた 関係者で面接等の実施により行うものとする。

#### (2) 研修計画の変更の承認

交付主体は、研修計画の変更申請があった場合は、(1)の手続に準じて、承認する。

## (3) 資金の交付

資金の交付申請を受けた交付主体は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、研修計画の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。なお、交付主体の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

## (4) 研修実施状況の確認

研修状況報告を受けた交付主体は、研修機関や都道府県普及指導センター等の関係機関と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。また、必要な場合は道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関や都道府県普及指導センター等の関係機関と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。

確認は、研修状況確認チェックリスト(別紙様式第5号)を使い、以下の方法により行う。

なお、研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができることとする。

## ア 交付対象者への面談

- (ア) 研修に対する取組状況
- (イ)技術の習得状況
- (ウ) 就農に向けた準備状況

#### イ 指導者への面談

- (ア) 研修に対する取組状況
- (イ)技術の習得状況
- (ウ) 就農に向けた準備状況

## ウ 書類確認

- (ア) 成績表(成績表が発行されている場合)
- (イ) 出席状況
- (ウ) 研修時間及び休憩時間

#### (5) 継続研修計画の承認

継続研修計画の提出を受けた交付主体は、(1)の手順に準じて承認する。 ただし、この場合、「第5の1の(1)の要件」を「第5の1の(1)のアの 要件」と読み替えるものとする。

#### (6) 研修終了後の確認

#### ア 就農状況の確認

交付主体は、就農状況報告の提出のあった準備型交付対象者の就農状況を、 準備型交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認す る。 ただし、第5の1の(1)の才に掲げる親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。

確認は以下のとおり行うこととし、資金を交付した交付主体の都道府県と 異なる都道府県に就農した者及び全国農業委員会ネットワーク機構が資金を 交付した者については、就農先の都道府県と協力し、確認する。

## (ア) 開始型交付対象者

2の(5)のアによる確認結果について、3の(2)のデータベースに 照会する。

## (イ) 農の雇用事業の研修生となっている者

別記3の第6の6による確認結果について、農の雇用事業の事業実施主 体に照会する。

## (ウ)(ア)又は(イ)以外の者

2の(5)のアに準じて確認する。

## イ 就農遅延者の状況確認

交付主体は、準備型交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容が やむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。なお、就農遅延期 間は研修終了から原則2年以内とする。また、交付主体は就農遅延届の提出 があった準備型交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農 に向けたフォローアップを行う。

### ウ 農地の権利設定の確認

交付主体は、独立・自営就農する準備型交付対象者から就農報告の提出が あった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

#### エ 就農中断者の状況確認

交付主体は、準備型交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中 断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断 を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とす る。また、交付主体は就農中断届の提出のあった準備型交付対象者の就農再 開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを 行う。

#### (7) 交付の中止

交付主体は、準備型交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第5の 1の(3)のア、イ、工若しくはオのいずれかに該当する場合は、資金の交付 を中止する。

### (8) 交付の休止

ア 交付主体は、準備型交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと 認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められ ない場合は資金の交付を中止する。 イ 交付主体は、準備型交付対象者から研修再開届の提出があり、適切に研修 することができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

## (9) 返還免除

交付主体は、準備型交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が 第5の1の(4)のただし書きのやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

## (10) 申請等窓口

ア 研修予定地の都道府県の交付主体が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

ただし、第8の3に定める全国型教育機関における研修で全国農業委員会 ネットワーク機構から交付を受ける場合、全国型教育機関が申請の窓口とな ることを基本とする。

また、交付主体等は、研修に係る相談窓口を設置し、交付対象者から研修に関する相談を受けた場合は、交付対象者が適切な研修を受けられるよう、必要に応じて研修機関等へ改善指導を行う等、適切に対応しなければならない。

- イ 準備型交付対象者の就農地が既に決まっている場合、研修を受けようとする都道府県の交付主体及び就農予定地の都道府県の交付主体が調整の上、就農予定地の都道府県の交付主体から交付することができる。
- ウ 交付主体は、準備型交付対象者の就農予定地の市町村との調整の上、市町 村を申請の窓口とすることができる。

#### (11) 交付情報等の登録

交付主体は、研修計画、交付申請書等の提出があった場合、農業次世代人材 投資資金交付対象者データベース(以下「データベース」という。)に交付情報 等を速やかに登録するものとする。

#### 2 経営開始型

(1) 青年等就農計画等作成への助言及び指導

交付主体は、経営開始型の交付を受けようとする者が青年等就農計画等を作成するに当たっては、当該者に対し、都道府県普及指導センター等の関係機関、(12)のサポート体制の関係者等と協力して、青年等就農計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

#### (2) 青年等就農計画等の承認

交付主体は、経営開始型の交付を受けようとする者から青年等就農計画等の 承認申請があった場合には、青年等就農計画等の内容について審査する。

審査の結果、第5の2の(1)の要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、 資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予 算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。 なお、審査に当たっては、都道府県普及指導センター等の関係機関や(11) のサポート体制の関係者による面接等の実施により行うものとする。

## (3) 青年等就農計画等の変更の承認

交付主体は、青年等就農計画等の変更申請があった場合は、(1)の手続に 準じて、承認する。

#### (4) 資金の交付

資金の交付申請を受けた交付主体は、申請の内容が適当であると認めた場合 は資金を交付する。資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、青 年等就農計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。なお、交付 主体の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

## (5) 就農期間中の確認

## ア 就農状況の確認

就農状況報告を受けた交付主体は、(12)のサポートチームを中心に、都道府県普及指導センター等の関係機関や指導農業士等の関係者と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、(12)のサポートチームを中心に、都道府県普及指導センター等の関係機関や指導農業士等の関係者と連携して適切な指導を行う。

確認は、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第17号)を使い、以下の方法により行う。

## (ア) 開始型交付対象者への面談

- a 営農に対する取組状況
- b 栽培・経営管理状況
- c 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
- d 労働環境等に対する取組状況

#### (イ) 圃場確認

- a 耕作すべき農地が遊休化されていないか
- b 農作物を適切に生産しているか

#### (ウ) 書類確認

- a 作業日誌
- b 帳簿
- c 農地の権利設定の状況が確認できる書類(農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。)

### イ 就農中断者の状況確認

交付主体は、開始型交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中 断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断 を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、交付主体は就農中断届の提出のあった開始型交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

## (6) 交付対象者の中間評価

交付主体は、開始型交付対象者の交付期間2年目が終了した時点で、当該開始型交付対象者の中間評価を実施する。

中間評価は、以下の方法により行う。

### ア 評価会の設置

交付主体は、(12)のサポートチーム、都道府県普及指導センター等の関係機関や指導農業士等の関係者で構成する評価会を設置する。

#### イ 評価方法

交付主体は、農業経営基盤強化促進基本構想の考え方や(2)の審査の観点等を参考に評価項目、評価基準を設定し、評価会において就農状況報告や決算書等の関係書類、現地確認の状況等も参考にしながら、原則として面接により実施し、ウの評価区分のうち該当するものに決定する。

### ウ 評価区分

評価区分は、原則としてA(良好)、B(やや不良)、C(不良)の3段階とする。

## エ 評価結果の取り扱い

交付主体は、A評価相当の交付対象者については、引き続き交付を継続する。なお、A評価相当の交付対象者のうち希望する者については、第10の経営発展支援金を交付する。また、B評価相当の者については、サポートチームを中心とした重点指導の対象者として認定し、1年間、重点指導を行いつつ交付を継続し、再度、中間評価に準じた評価を行う。C評価相当の者については、資金の交付を中止する。

## (7) 交付の中止

交付主体は、開始型交付対象者から中止届の提出があった場合又は第5の2の(3)のア、イ若しくはエからキまでのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。また、第10の経営発展支援金の交付を受けた者については、交付3年目以降の交付を中止する。

#### (8) 交付の休止

ア 交付主体は、開始型交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと 認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められ ない場合は資金の交付を中止する。

イ 交付主体は、開始型交付対象者から経営再開届の提出があり、適切に農業 経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

## (9) 返還免除

交付主体は、開始型交付対象者から提出された返還免除申請の申請内容が第

5の2の(4)のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還 を免除することができる。

### (10) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを 基本とする。

イ 人・農地プラン策定市町村と開始型交付対象者の居住市町村が異なる場合 は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

## (11) 交付情報等の登録

交付主体は、青年等就農計画等や交付申請書等の提出があった場合、データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

## (12) サポート体制の整備

交付主体は、平成29年度以降の新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、都道府県普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。また、同体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者(サポートチーム)を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。

サポートチームは、原則として10月と4月の年2回、交付対象者を訪問し、 経営状況の把握及び諸課題の相談に対応し、サポートチーム活動記録(別紙様 式第17-4号)を取りまとめるものとする。

また、(6)の中間評価においてB評価相当とされた者に対し、評価結果を踏まえた重点指導案を取りまとめ、翌年1年間、指導を行うものとする。

#### (13) 交流会の開催

都道府県は、交付対象者を含む新規就農者等の交流会を開催するものとする。

#### (14) 農業共済等の積極的活用

交付主体は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

#### 3 交付対象者情報の共有

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構は交付対象者の資金の交付情報等を集約し、 必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。

また、国、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

(2)(1)を実施するため、全国農業委員会ネットワーク機構は、交付情報等に

関するデータベースを作成し、運用するものとする。また、データベースにおける交付主体による交付情報の登録状況を確認し、登録及び更新が適切に行われていない場合は、交付主体等に対し、速やかに登録等を完了させるよう促す等、登録状況の管理を適切に行うものとする。なお、データベースを作成し、又は変更したときは、データベースのシステムソフトウェアの複製を国に提出するものとする。

- (3) 交付主体等は、(2) のデータベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。
- (4) 交付対象者が準備型の資金の交付を受けた都道府県と異なる都道府県で就農 した場合及び全国農業委員会ネットワーク機構が資金を交付した者が就農した 場合は、就農地の都道府県は就農状況の確認に協力する。
- (5) 国、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第22号により適切に取り扱うものとする。

## 第8 事業計画等

- 1 事業計画の作成
- (1)農業次世代人材投資事業計画の作成
  - ア 全国農業委員会ネットワーク機構は、農業次世代人材投資事業計画(別紙様式第23号)を作成し、経営局長の承認を得る。
  - イ アの承認を受けた農業次世代人材投資事業計画を変更し、第2の1及び2 の経費を3に流用する場合は、経営局長の承認を得る。
- (2) 都道府県農業次世代人材投資事業計画の作成
  - ア 都道府県は、都道府県農業次世代人材投資事業計画(別紙様式第24号)を 作成し、地方農政局長の承認を得る。
  - イ 地方農政局長は、アの承認後、承認した都道府県農業次世代人材投資事業 計画を経営局長に報告する。
- (3)経営開始型等交付計画の作成

市町村は、経営開始型等交付計画(別紙様式第25号)を作成し、都道府県の 承認を得る。

(4) 準備型交付計画の作成

青年農業者等育成センターが準備型の交付主体である場合は、青年農業者等 育成センターは準備型交付計画(別紙様式第26号)を作成し、都道府県の承認 を得る。

- (5) 計画の重要な変更
  - (2)の都道府県農業次世代人材投資事業計画、(3)の経営開始型等交付計画、及び(4)の準備型交付計画について以下の項目につき変更を行う場合は、 それぞれの手続に準じて行うものとする。

- ア 新規就農者数に関する目標
- イ 資金の交付計画における資金総額の増又は30%を超える減
- ウ 経営発展支援金の交付計画における支援金総額の増又は30%を超える減
- エ 準備型の交付主体及び研修機関等
- オ 推進事業費の増加
- 2 全国農業委員会ネットワーク機構から都道府県への補助
- (1) 1の(2)の承認を受けた都道府県は、承認された計画の範囲内で補助金の 支払いを請求するときは、支払請求書(別紙様式第27号)を全国農業委員会ネットワーク機構に提出する。
- (2)(1)の提出を受けた全国農業委員会ネットワーク機構は、都道府県に補助金を支払う。

### 3 全国型教育機関

所在する都道府県への就農を基本としていない教育機関(以下「全国型教育機関」 という。)で研修を受ける就農希望者に対しては、全国農業委員会ネットワーク機 構から準備型を交付することができる。

## 4 資金の管理

- (1)全国農業委員会ネットワーク機構は、平成27年2月3日より前に国から交付された補助金により積み立てられた青年就農給付金事業資金(以下「既存資金」という。)と、平成27年2月3日以降に交付された補助金を区別して経理するものとする。
- (2) 全国農業委員会ネットワーク機構は、金融機関への預金により既存資金を運用する。
- (3)全国農業委員会ネットワーク機構は、既存資金の管理、個人情報の取扱い等について定めた事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成し、又は変更したときは、経営局長の承認を得る。
- (4) 全国農業委員会ネットワーク機構は、既存資金の運用収入及び既存資金の取崩しによる収入については本事業の実施に要する経費に充当するものとし、他の費用に充当してはならない。
- (5) 全国農業委員会ネットワーク機構は、既存資金から補助若しくは給付した都 道府県からの補助金の返還又は準備型交付対象者からの給付金の返還があった 場合は、これを既存資金に繰り入れるものとする。
- (6) 全国農業委員会ネットワーク機構は、既存資金を本事業の実施に要する経費 以外に使用した場合又は令和2年3月31日において既存資金に残余がある場合 は、国に返還する。

また、国は上記の場合以外でも「補助金等の交付により造成した基金等に関

する基準(平成18年8月15日閣議決定)」3の(4)のアを準用し、使用見込みの低い既存資金があると認めるときは、当該残額を納付させることがある。

#### 5 事業実績報告の作成

## (1) 農業次世代人材投資事業実績報告の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、毎年度の事業の完了後、農業次世代人材投資事業実績報告(別紙様式第23号)を事業実施年度の翌年度の9月末までに経営局長に報告する。また、既存資金による事業については、毎年度の当該事業の完了後、青年就農給付金基金事業資金決算報告書(別紙様式第28号)を事業実施年度の翌年度の6月末までに経営局長に報告する。実績報告の作成に当たり、全国型教育機関と連携し、交付対象者の研修計画の進捗状況及び達成状況の評価を行うこととする。

## (2) 都道府県農業次世代人材投資事業実績報告の作成

ア 都道府県は、都道府県農業次世代人材投資事業実績報告(別紙様式第24号) を作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに地方農政局長に報告する。

都道府県が準備型の交付主体である場合は、都道府県農業次世代人材投資 事業実績報告の作成に当たり、研修機関等と連携し、交付対象者の研修計画 の進捗状況、達成状況の評価を行うこととする。

イ 地方農政局長は、アの報告を受けた後、当該都道府県農業次世代人材投資 事業実績報告を経営局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に報告する。

#### (3) 経営開始型等交付実績報告の作成

市町村は、経営開始型等交付実績報告(別紙様式第25号)を作成し、都道府県 に報告する。

なお、経営開始型等交付実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、 交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況の評価を行うこととする。

#### (4) 準備型交付実績報告の作成

青年農業者等育成センターが準備型の交付主体である場合は、青年農業者等育成センターは、準備型交付実績報告(別紙様式第26号)を作成し、都道府県に報告する。

なお、準備型交付実績報告の作成に当たっては、研修機関等と連携し、交付 対象者の研修計画の進捗状況、達成状況の評価を行うこととする。

## (5) 国によるフォローアップ

国は(1)及び(2)の報告を踏まえ、必要に応じ、全国農業委員会ネットワーク機構及び都道府県に対し、指導助言を行うものとする。

## 第9 推進事業

資金の交付事業を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体 等は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業費の対象経費は 別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

- 1 資金の交付事業の実施に関する事務
- 2 資金の交付事業の普及活動
- 3 資金の交付事業の交付対象者の指導活動

## 第10 経営発展支援金事業

1 交付対象者

第7の2(6)の中間評価でA評価相当とされた者のうち、経営発展支援金 (以下「支援金」という。)の交付を希望する者。

#### 2 交付の手続

- (1) 支援金の交付を希望する者は、経営発展支援金交付申請書(別紙様式第2号の別添8。以下「支援金交付申請書」という。) を交付主体に提出する。支援金交付申請書の提出は、経営開始型の交付3年目の交付対象期間に行う。
- (2) 交付主体は、申請書の内容を審査し、交付対象者のさらなる経営発展につながる取組であると認める場合は、承認し、審査結果を交付対象者に通知するとともに、支援金を交付する。
- (3) (2) の承認を受けた交付対象者が、承認された内容を変更する場合は、変更した交付申請書を交付主体に提出する。
- (4) 交付主体は、支援金交付申請書の変更申請があった場合は、(2) に準じて承認する。
- (5) 交付対象者は、承認された内容を実施し、事業完了(取組終了)後1か月以 内又は該当事業年度の3月末日までに経営発展支援金実績報告書(別紙様式第 2号の別添8。以下「支援金実績報告書」という。)を提出し、承認を得る。
- (6) 交付主体は、(5) の支援金実績報告書の内容を審査し、適当であると認める場合は承認し、支援金の精算を行う。

#### 3 交付額等

支援金の交付額は、2の(2)で承認された取組の実現に必要な額のうち他の助成措置等による助成額を除いた額(以下「対象経費」という。)とし、交付対象者が交付3年目に経営開始型の資金の交付を受けた場合の交付額の2倍又は150万円のいずれか低い額以内の額とする。

支援金の対象経費は、2の(2)で承認された取組に直接要する経費であり、 かつ、書類によって使途及び金額が確認できるものに限る。

#### 4 支援対象期間

- (1) 支援対象期間は2の(2) の承認を受けた日から最長1年間とする。
- (2) 支援の対象となる取組が年度を跨ぐことも可能とする。この場合、交付対象者は2の(2)の承認を受けた年度内に一度、2の(5)の実績報告、交付主体は2の(6)の精算を行うものとし、交付対象者は翌年度に再度、2の(1)の交付申請を行うものとする。

#### 5 留意事項

- (1) 交付主体は、交付対象者に支援金を交付するときは、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知)の第14から第16までの規定に準じて、取得財産等の管理及び処分の制限並びに補助金の経理について条件を付さなければならない。
- (2) 交付主体は、交付対象者に対し、取得財産等の管理、処分、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、指導監督するものとする。また、第7の2の(5)のアの就農状況の確認において、本事業実施後の当該財産の管理運営及び利用状況を把握するものとする。

#### 6 その他

交付対象者が融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合について、当該事業に係る経費から融資額を除いた自己負担部分に充当することも可能とする。

## 第11 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 交付主体は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者に対し、地域農業の振興に努めることを十分周知する。
- 2 国は、交付主体等の協力を得て、交付主体等が新規就農者の確保及び就農後の 定着に成功した優良事例を収集・整理し、関係機関に提供するとともに、関係機 関がこれらの事例を参考として新規就農者の確保及び定着に向けた取組を行うよ う指導する。
- 3 国は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、 全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、市町村、本事業に関係する機関及 び交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うこ とができる。
- 4 国は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない資金を不正 に 受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容 を公表する。

## (別表)

## 推進事業費

区分	内容	注意点
謝金	事業を実施するために直接に必要とする事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費	根拠ある単価を設定のこと
旅費	事業を実施するために直接に必要な交付主 体等の経費及び専門家等に支払う経費	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品費、賃金(臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構又は青年農業者等育成センター職員に対して支払う実働に応じた対価、都道府県及び市町村職員のにだ対価、都道府県及び市町村職員に応じた対価、都道府県及び市町村職員にた対価、都道府県及び市町村職員に任用された職員を本事業に従事を出て、設計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、で、大田では、本事業を他の者に委託するために必要な経事業を他の者に委託するために必要な経事業を他の者に委託するために必要な経	
委託費	本事業を他の者に委託するために必要な経 費	

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず交付主体等で具備すべき 備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、 人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正 化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)により 行うものとする。

2

## 研修計画

令和 年 月 日

囙

殿

住 所:

氏 名:

[申請者] 電話番号:

(生年月日: 年 月 日: 歳)

メールアト゛レス:

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 6 の 1 の (1) の規定に基づき研修計画の承認を申請します。

なお、第7の3の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係 機関において共有されることに同意します。

また、実施要綱の規定を遵守し、就農するための研修に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを(保証人の署名又は押印を添えて※9)誓約します。

L	農業を始めようと思った理由

		□新たに農業	経覚を	盟始。						
		□親(三親等」			今ま。 DJ-		の農業	経覚とけ	・別して 新	r <i>t=</i>
		な部門を開始						圧口これ	()) 1 ( C )	17
		□親の農業経	/•· –	<b>承</b>						
		□紀○辰来性		/•· -						۱ ۱
	就農形態		⊔ р	l						
		   □雇用就農								
		□ 電 元 就 農 ※ 4								
		□ 祝元祝辰 <sub>※4</sub>   □親の経	きゅん	>休た糾	∡承 □ 辻	J Ø (#	<b>同)</b>	· <u>,</u>		١ ٦
		経営継承							<b>手</b>	<sub>F</sub> J
	経営面積 <sub>※5</sub>	○ 小王 莒 小匹/子·	(14)		は性質句	<u> </u>	1. 佐昭郑	J -	<del>-</del> /	7 7
	***	a •	頭・引	习(合詞	計) 農業	(所得目標	<b>*</b> 5		万円/	年
	飼養頭羽数									
	( <del></del>	作目:			а					
	経営内容※5	作目:			а					
		(その他:							)	
	※1 非農家	家出身者で独立・自	営就農	する者の	場合				,	
		出身者で親の農業経				就農する	者の場合			
	※3 農家出	出身者で親の農業経	営を継	承して独	立・自営家	北農する者(	の場合			
		等以内の親族の経営								
	※ 5 就農	5年後の目標を記入	する()	雇用就農	又は親元就	忧農の場合に	は記入不要	至)		
3	将来の就農ビ	ジョン(生産物の	販売力	方法など	を記載)	<b>※</b> 6				
						* 0				
	※6 別記19	第5の1の(1)の	イの (	エ)の場	合は、a及	をびbについ	ハて記載す	<b>上る。</b>		
4	計画を達成す	るための研修※7								
	<ol> <li>研修内容等</li> </ol>									
	名 称		所有	生 地						
		T								
	専 攻・			研修		_	~			
	営農部門			期間	年	月	日	年	月	日
•	研修内容			<u>.                                      </u>						

_			
	※7 研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。		
	② 交付期間(準備型)		
	年 月 日 ~ 年 月		
5	その他		
	常勤の雇用契約の締結	<ul><li>□ 締結している</li><li>□ 締結していない</li></ul>	
	生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等	□	
	(例: 生活保護制度、雇用保険制度(失業手 当)等)	□ 給付等を受けて	いない
	青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)への加入	□ 加入している □ 加入していない	
	傷害保険の加入	□ 加入している	
		□ 4の②の交付期	
		日までに加入す  □ 加入しない	る
	前年の世帯全体の所得※8	万円	
	前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもか (超える場合のみ記入)	かわらず資金交付が必	要な理由
	(C)C O M C · / HO/ V/		
	※本欄は交付主体等の記入欄		
	生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な	よ事情の有無(□有	□無)
	【所見】		
	※8 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする	ろ別居の配偶者 子及び	父母が該当
	「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に		
6	保証人※9		
	住 所		印
	氏 名		□,
	住所		印
	氏 名		

※9 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人 を立てること。

また、研修計画の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

#### 添付書類

別添1:先進農家等で研修を受ける場合は受講する研修のカリキュラム(研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画)を添付。先進農家等以外の教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類を添付。

別添2:履歴書

別添3:離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)

別添4:農業研修に関する確認書(先進農家等で研修する場合。先進農家等以外の教育機関で研修を受ける場合は不要。)

別添5:確約書(研修終了後、親元就農する予定の場合。)

別添6:傷害保険に加入している場合は傷害保険証書の写しを添付。交付期間が開始する までに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容がわかるもの(パンフレット等)を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを交付主体に提出すること。

別添7:前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

## 研修実施計画

1 研修内容

年月	研修時間	内	容
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
研修時間合計			

2	習得する	技術

•

.

.

上記の研修内容で研修を実施します。	令和	年	月	日
(研修先名称) (住所) (電話番号)		Ħ	]	

※上記内容が記載された研修実施計画等であれば、本様式に限らない。

# 履歷書

1	氏名	쑈
	$\mathcal{L}^{\prime}$	1 🕁

(ふりがな)											
住所	T										
(ふりがな)											
連絡先	T000-000										
(ふりがな)		生	年	<b>月</b> 月	1	年 齢	性別	電	話	番	号
氏 名	印	昭和 平成	年 年	月月	日日	歳	1. 男 2. 女				

## 2. 家族構成

氏	名	続 柄	生	年	月	日	住所

## 3. 学歴等

	年	月	学歴・職歴(各別に記入)			
履						
歴				年	月	免許・資格

## 農業研修に関する確認書(例)

農地所有適格法人A(以下、甲という。)及び研修生B(以下、乙という。)とは、農業研修について、 次のとおり確認する。

#### 第1条(研修期間)

研修期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

#### 第2条 (研修生の責務)

乙は、研修期間中、甲の指示に従い、誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、研修期間中に知り得た甲の業務上の機密又は甲と取引する顧客情報等(個人情報を含む。)について、ほかに漏洩してはならない。
- (2) 乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為その他不道徳な行為及び不法な行為をしてはならない。
- (3) 乙は、研修期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険に加入しなければならない。
- (4) 乙は、研修計画に即して必要な技能を習得しなければならない。
- (5) (1) から(4) までに違背した場合、甲の判断により研修を即時中止することができるものとする。

#### 第3条 (研修受入先の責務)

- (1) 甲は、乙が独立・自営就農、雇用就農又は親元就農し、就農後5年以内に農業経営を継承すること 又は法人の経営者となることができるよう適切に生産技術等を教えなければならない。
- (2) 甲は、乙を労働者として扱ってはいけない。

#### 第4条(損害賠償)

- (1) 乙は、研修中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を 賠償しなければならない。
- (2) 乙は、研修における不慮の事故について、第2条(3) の規定に基づく傷害保険による給付があったときには、甲に対し、当該不慮の事故についての損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

#### 第5条(費用の負担)

- (1) 研修に要する経費(○○○) は、甲が負担する。
- (2) 研修に要する経費  $(\triangle \triangle \triangle)$  は、乙が負担する。

## 第〇条 (研修謝金)

乙は甲に月額○万円を支払う。

## 第6条(その他)

この確認書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの確認書に定めのない事項については、確認書の趣旨に則り、甲・乙協議の上、定めるものとする。

本確認書締結の証として、本書2通作成し、甲・乙記名捺印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和○年○月○日 甲 (住 所) (研修先) (氏 名) 印 乙 (住 所) (氏 名) 印

※ 農業研修が適切に実施できるよう研修先及び研修生の間で合意した確認書であれば、本確認書例に限らない。

## 確約 書

令和 年 月 日

殿

住 所:

「申請者]

氏 名: 印

(生年月日: 年 月 日: 歳)

私は、研修終了後に親元就農する予定であるため、農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規 定に基づき、下記の事項を実施することを確約します。

なお、同要綱の規定が遵守できなかった場合は、当該資金を全額返還いたします。

記

- 1 就農に当たって家族経営協定等を締結し、私の責任や役割を明確に規定すること。
- 2 就農後5年以内に、当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は当該 法人の経営者となる(親族との共同経営者になる場合を含む。)こと。

## (親元就農先)

経営主の氏名	
(法人化している場合は 法人名も)	
経営主の住所	
(法人化している場合は 所在地も)	

(当該農業経営を継承する又は当該法人の経営者となる予定の時期)

年 月

## 農業次世代人材投資資金申請追加資料

			令和	年	月	日
殿						
住 所:						
[申請者] 氏 名:	<i></i>	ы		印	16.)	
(生年月日:	年	月	日:		歳)	
農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規なお、実施要綱の規定により、当該資金のついて異議はありません。その際には、既にを(保証人の署名又は押印を添えて*2)誓約1 メールアドレス	交付を停止 交付を受け	され、一部	以は全部	『を返』	<b>愛するこ</b>	とに
2 農業を始めようと思った理由						
3 「人・農地プラン」への位置付け等						
	位置付ける	られている	□位置付	付けら	れる見込	込み
□農地中間管理機構から農地を借り受け	けている					
4 交付期間(経営開始型)						
年月	~	年 月				
5 過去の研修等の経験(準備型交付期間)						
年 月 日 ~ 年 月	日					

## 6 その他

園芸施設共済等への加入 ( 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合の み)		加入している又は 加入予定 (月) 加入していない							
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例: 生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)		給付等を受けている 給付等を受けてい ない							
青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)への加入		加入している 加入していない							
前年の世帯全体の所得*1		万円							
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらて超える場合のみ記入)	ず資金	交付が必要な理由							
<ul><li>※本欄は交付主体等の記入欄</li><li>生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無(□有 □無)</li><li>【所見】</li></ul>									

## 7 保証人\*2

住 所	印
氏 名	11.
住 所	印
氏 名	

## 添付書類

別添1:収支計画 別添2:履歴書

別添3:離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)

別添4:経営を開始した時期を証明する書類(農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等)

別添5:経営を継承する場合は、従事していた期間が5 年以内である事を証明する書類(過去の経歴を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に住んでいた場合) の写しなど)

別添6:農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

別添7:通帳の写し

別添8:経営発展支援金交付申請書(支援金の申請を認められた場合)

別添9:前年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の 所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理 由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

\*1 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

\*2 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証 人を立てること。また、青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は 記入不要。

# 収支計画

\*既に農業経営を開始している場合は実績を記載

				↑以(⊂屋	支未性 百 亿 用り		がは美顔を記載
			計 画 1年目	計 画 2年目	計 画 3年目	計 画 4年目	計 画 5年目
		経営規模	- 1 -			- 1 -	9 1 1
	○○(作目)	生産量					
		売上高					
農		経営規模					
業		生産量					
収		売上高					
入		経営規模					
		生産量					
		売上高					
	その他						
農業次世代人材投資資金**							
収	入 計 ①(資金	を除く)					

		計 画 1年目	計 画 2年目	計 画 3年目	計 画 4年目	計 画 5年目
農	原材料費					
	減価償却費					
業	出荷販売経費					
経	雇用労賃					
営						
費						
	支出計②					
	【参考】設備投資 (内容、金額)					

<sup>※</sup> 経営開始1年目は150万円。経営開始2年目以降は(350万円-前年の総所得)×3/5 により得られた額。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

所得計 ①-②

# 履歴書

1		E	£	Z	4	Ì	
,							

(ふりがな)											
   住 所	T000-00										
14 //1											
(ふりがな)											
	T000-000										
連絡先											
(ふりがな)		生	年	月	日	年 齢	性別	電	話	番	号
		昭和	年	月	日		1. 男				
氏 名	印	平成	年	月	日		2. 女				

## 2. 家族構成

氏	名	続 柄	生生	年 月	日	住所

## 3. 学歴等

	年	月	学歴・職歴(各別に記入)			
履						
歴				年	月	免許・資格

### 経営発展支援金交付申請(実績報告)書

令和 年 月 日

殿

住 所:

「申請者]

氏 名: 印 (生年月日: 年 月 日: 歳)

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 10 の 2 の (1) の規定に基づき、下記のとおり経営発展支援金の交付を申請 (2) します。

下線部(1)は、実績報告の場合は(5)

(2) は、実績報告の場合は、「実績を報告」とする。

記

1	経営発展に向けた具体的な取組内容

#### 2 経費の配分(実績)

	R)			
取組内容	事業費(A+B)	経営発展支援金(A)	その他(B)	備考
	円	円	円	
合 計				

3 事業完了(予定)年月日 年 月 日

添付資料:取組内容に実際の取組にかかる金額(実績額)が確認できる見積書※1、納品書※2、領収書※2等 ※1は申請時、※2は実績報告時

# 農業次世代人材投資資金 (準備型) 交付申請書

令和 年 月 日

殿

氏 名

囙

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 6 の 1 の (3) の規定に基づき農業次世代人材投資資金(準備型) の交付を申請します。

交付期間	年	月	日	~		年	月	日
今回申請する資金の対象期間	年	月	日	~		年	月	日
交付申請額					0	0	0	円
常勤の雇用契約の締結	締結	してい	いる		締糸	吉してい	いない	
生活費の確保を目的とした国の 他の事業による給付等(例 :生活保護制度、雇用保険制 度(失業手当)等)	給付いる	等を受	受けて		給付い	対等を	受けて	いな

#### 資金の振込口座※

₹ 业 、	71灰丛口)	土/•\																
金 融 機			銀行 / 1 労働金庫 信用農業協	農	金庫 農業協 1合連	同組合					J	店・	所				出引	長所
関			金	融	機		関	コ	_	ド								
店 舗 名		預金	を・貯金の和	重類	普通	預金	•当座	預金	口座番	号								
等	郵便	局	記号						当座) 番号									
口座名	名義人	(ふり 氏	)がな) 名		•	•	·	•		1	·		•	•	•	•		

#### 添付書類

- ・身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)※
- ・離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)
- ※ 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入(添付)しなくてもよい。

#### 別紙様式第4-1号

# 研修状況報告書(教育機関用) 研修〇年目·交付開始〇年目前半·後半(〇~〇月分)

令和 年 月 日

殿

氏名 印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の1の(4)の規定に基づき研修状況報告を提出します。

#### 1 研修実施状況

①学んだ内容	②習得度	③今後の課題

2	就農に向けた今後の課題、身	まにつける技術など	
L			
3	就農に向けた準備状況		

#### 添付書類

- 1. 成績表の写し(成績表が発行されている場合)
- 2. 出席状況が分かる資料(出席簿の写し、研修日誌等)
- ※ 下線部は継続研修の場合は「(7)の規定に基づき」

### 研修状況報告書(先進農家等用) 研修○年目·交付開始○年目 前半·後半(○~○月分)

令和 年 月 日

殿

氏名 印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の1の<u>(4)の規定に基づき</u>研修状況報告を提出します。

※ 下線部は継続研修の場合は「(7)の規定に基づき」

#### 1 研修実施日数、時間及び状況

	7/12/7/2011	31117700	V V V L	
	年月	研修 時間	研修計画内容	研修状況
	年 月	時間	•	
-				
=				
-				
-	加修吐胆人			
	研修時間合計			

#### 2 研修実施状況

①学んだ内容	②習得度	③今後の課題

3	就農に向けた今後の課題、	身につける技術など	

4_	就農に向けた準備状況

添付書類:研修日誌

上記のとおり研修を行っています。

研修実施機関等名 : 代表者名(自署) :

代表者名(自署) : 印 研修責任者名(自署) : 印

○年○月分

			○年○月分
月	日	研修内容	研修時間 (単位:時間)
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
<b>※</b> 上部		合計 計記載された研修日誌であれば 木様式に限らない	

<sup>※</sup> 上記内容が記載された研修日誌であれば、本様式に限らない。

# 研修状況確認チェックリスト(参考例)

※1 本様式は	、研修状況の確認のためのチ	ェックリストとして例を示したものです	す。本様式を参考に、	研修内容やカリキュラム	に合わせた形で研修状況の確認	<b>!をしてください</b> 。
※2 確認に当	たっては、交付対象者と研修技	<b>指導者の両者から聞き取るとともに</b> 。	、実際の交付対象者	の研修の実施状況も確認	<b>をしてください。</b>	

研修生住所:							
研修生氏名:							
確認者所属•名前:							
	確認日:	令和	年	月	日		

# 1 交付対象者への面談用 (これまでの状況について聞き取って下さい。)

## ア 研修に対する取組状況

a 研修への積極性について	積極的に取り組んでいる ・ ほぼ取り組めている ・ 消極的である
b 情報収集について(勉強会への参加、質問・相談の状況等)	積極的に収集している ・ 収集している ・ 収集していない
c 指導者等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している・聞き入れるが実践できていない・聞き入れない

### イ技術の習得状況

a 栽培管理等の技術・知識の習	侍状況について	4:研修内容を十分に理解し、1人で作業できる 3:研修内容を理解し、1人で作業できるものの品質等は劣る 2:研修内容は概ね理解しているものの指導を受けながらでないと作業できない 1:研修内容を理解していなく作業できない 0:まだ習っていない
[作物(畜種)名:	]	4 · 3 · 2 · 1 · 0
[作物(畜種)名:	]	4 · 3 · 2 · 1 · 0
[作物(畜種)名:	]	4 · 3 · 2 · 1 · 0
b 機械・機器・施設の操作方法 策について	*登佩*女王刈	4: 研修内容を十分に理解し、1人で適切に操作できる 3: 研修内容を理解し、確認しながらであれば1人で操作できる 2: 研修内容は概ね理解しているものの指導を受けながらでないと操作できない 1: 研修内容を理解していなく操作できない O: まだ習っていない
[機械(施設)名:	]	4 · 3 · 2 · 1 · 0
[機械(施設)名:	]	4 · 3 · 2 · 1 · 0
  [機械(施設)名:	]	4 · 3 · 2 · 1 · 0

c 農業経営に関する知識の習得状況について	4:理解している 3:一部分からないところがある 2:分からないことの方が多い 1:ほとんど分からない 0:まだ習っていない	今後の課題
販売促進の考え方	4 · 3 · 2 · 1 · 0	
流通・マーケティングの基礎	4 · 3 · 2 · 1 · 0	
帳簿の付け方	4 · 3 · 2 · 1 · 0	
財務諸表の読み方	4 · 3 · 2 · 1 · 0	
労務管理に関する知識	4 · 3 · 2 · 1 · 0	

# ウ 就農に向けた準備状況

### (共通)

### (独立・自営就農希望の場合)

a 経営に関する計画の作成状況	作成済み・作成中・情報収集中・まだ着手していない
b 初期投資等の資金の確保について	確保済み・見込みは立っている
	準備を始めたが、見込みは立っていない・まだ着手していない
c 農地の確保について	確保済み・交渉中・情報収集中・まだ着手していない
d 人・農地プランへの位置づけについて	位置づけられている・位置づけられる見込みである
	集落内で話し合い中 ・市町村等へ相談中である

	まだ働きかけをしていない					
(雇用就農希望の場合)						
a 農業法人や農家への就農に向けた活動について	内定済み ・ 就職活動中 ・ 情報収集中 ・ まだ活動していない					
(親元就農希望の場合)						
a 就農先の経営内での自らの役割について	確定済み・検討中・まだ検討していない					
L W.Z. OFFINITE OLIT	明確にスケジュールを立てられている・検討中					
b 継承への段取りについて	   まだ検討していない					

# 2 研修指導者への面談用 (これまでの状況について聞き取って下さい。)

## ア 研修取組状況

a 研修への積極性について	積極的である・ 普通・ 消極的である
b 情報収集について(勉強会への参加、質問・相談の状況等)	積極的である・ 普通・ 消極的である
c 指導者等関係者の助言・指導への対応	聞き入れている ・ 概ね聞き入れている ・ 聞き入れない

**イ 技術の習得状況** 5:ほぼ完全に理解している。4:概ね(8割程度)理解している。3:普通(5割程度) 2:やや理解が劣る。(3割程度) 1:理解していない。0:まだ習っていない。

a 栽培管理の技術・知識の習得	状況について									今後の課題
[作物(畜種)名:	]	5	•	4	3	2		1	0	
[作物(畜種)名:	]	5		4	3	2		1	0	
[作物(畜種)名:	]	5		4	3	2	•	1	0	

b 機械・機器・施設の操作方法・整備 ついて	#・安全対策に							今後の課題
[機械(施設)名:	]	5	4	3	2	1	0	
[機械(施設)名:	]	5	4	3	2	1	0	
[機械(施設)名:	]	5	4	3	2	1	0	

c 農業経営等に関する知識の習得状況について											今後の課題
販売促進の考え方	5	•	4	3	•	2	•	1		0	
流通・マーケティングの基礎	5		4	3		2		1		0	
帳簿の付け方	5		4	3		2		1		0	
財務諸表の読み方	5		4	3		2		1		0	
労務管理の知識	5	•	4	3	•	2	•	1	•	0	

# ウ 就農に向けた準備状況

(共通)		今後の課題
a 就農に向けた情報収集について	積極的である・普通・消極的である	
(独立・自営就農希望の場合)		
a 経営に関する計画の作成状況	積極的である・普通・消極的である	
b 資金の準備について	積極的である・普通・消極的である	
c 農地の確保について	積極的である・普通・消極的である	
d 人・農地プランへの位置づけについて	積極的である・普通・消極的である	
(雇用就農希望の場合)		
a 農業法人や農家への就農に向けた活動について	積極的である・ 普通・ 消極的である	

### (親元就農希望の場合)

a 就農先の経営内での自らの役割について	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	
b 継承への段取りについて	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	

エ 研修指導者の研修生に対する剤	打馬	₹
------------------	----	---

# 3 書類確認用

ア 成績表 ※発行されている場合のみ確認する。

a 評価が著しく低い項目がないか	多数ある ・ 少しある ・ ない
	230,0 20,0 00

# イ出席状況

a 概ね1年かつ概ね1,200時間以上の研修を受けているか	受けている(受ける見込み)・受けていない(受ける見込みがない)
b 研修への出席(参加)状況	※実績値を記入(出席(参加)率等)

# ウ 研修時間及び休憩時間 ※書類で確認できない場合は交付対象者に聞き取りをして記入

a 原則1日8時間を超えていないか	超えていない
	繁忙期など実際の農作業を実施する上で必要な研修とされる場合
	は超える時期もあるが、それ以外は超えていない
	恒常的に超えている

b 休憩時間は適切に与えられているか(研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中に与えられているか)	与えられている・与えられていない
c 休日は適切に与えられているか(毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の休日を与えられているか)	与えられている・与えられていない

4	総合所見

中止届

令和 年 月 日

殿

氏 名

印

農業次世代人材投資資金の受給を中止しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の<u>1の(5)</u>の規定に基づき中止届を提出します。

中止日		年	月	日	
中止理由					

※ 下線部は経営開始型の場合は「2の(4)」とする。

## 休止届

令和 年 月 日

殿

氏 名 印

農業次世代人材投資資金の受給を休止しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の<u>1の(6)</u>の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年	月	日	~	年	月	日
休止理由							
再開に向けた スケジュール	年 月	日					
	年月	日					
	年月	日					
	年月	日					

#### 添付書類

- ・母子手帳の写し (妊娠・出産により休止する場合)
- ・被災証明等被災が確認できる書類(災害により休止する場合)
- ※ 下線部は経営開始型の場合は「2の(5)」とする。

# 研修再開届

令和 年 月 日

殿

氏 名 印

農業次世代人材投資資金 (準備型) の受給を再開しますので、農業人材力強化総合支援事業 実施要綱 (平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知) 別記 1 第 6 の 1 の (6) の規定に基づき研修再開届を提出します。

休止期間	年	月	日 ~	年	月	日
研修再開日			年 月	日		
研修機関等						
交付残期間	年	月	日 ~	年	月	日

### 就農状況報告(独立・自営就農)

経営開始〇年目·<u>交付開始〇年目</u> 前半·後半(〇~〇月分)

※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後○年目」とする。

令和 年 月 日

殿

氏名

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 6 の 2 の (6) の規定に基づき就農状況報告を提出します。

※下線部は準備型の場合は「1の(7)」とする。

1. 独立・自営就農(予定)時期(どちらかにチェックする。(経営開始型受給者の場合は記載不要。))

既に就農している	年	月	日就農
まだ就農していない ※	年	月就	農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

2. 営農実績報告

作物·部門名

	合 計			
家	氏	名	年齢・続柄等	農業従事日数
族				
労				
働				
力				
	雇用労働力		(人・日)	

作付面積(a) · 飼養頭数等

3.	経営規模の報告

	区分			面積(a)	
	所有地				
経営耕地	借入地				
	内訳 (平成30年度以前に 承認を受けた交付対 象者のみ記入)		親族から		
				ら	
作業受託	作目作		業内容		実績
作未文記					

4.	前年の総所得	(資金を除く	) *1
		万円	

5. 農業経営基盤強化準備金(どちらかにチェックする。)

積み立てている
積み立てていない

農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6. 地域のサポート体制について

	専属担当者(経営・技術)	専属担当者 (営農資金)	専属担当者 (農地)
氏名又			
は職名			

目談実績又は今後相談したいことについて	

7. 報告対象期間における交流会への参加について(どちらかにチェックする。)

参加した
参加しなかった

(「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。)

参加した回数	口	
交流会の内容 (対象者、実施内容など)		

8. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について (どちらかにチェックする。)

加入している
加入していない

(「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。)

加入している農業共済等の名称

9. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(準備型の交付対象者については別紙様式第1号の研修計画の「2 就農時に係る計画」、経営開始型の交付対象者については青年等就農計画並びに別紙様式第2号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。)

3/11/1/20 C 19 1/1/12/10 C 10 1/2/10 C 10					
計画学出た	改善策	改善策の取組状況等			
計画達成に	(課題解決に向けた改善策を具体	(改善策の取組状況、結果及び課			
向けた課題	的に記入)	題の解決状況を具体的に記入)			

#### 添付書類

別添

- 1. 作業日誌の写し\*2
  - 2. 決算書及び所得証明書の写し(7月の報告の際のみ添付する。) \*3
  - 3. 通帳及び帳簿の写し\*2
  - 4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類 \* 2

(変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することが出来る。)

- 5. 青色申告決算書(農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合)\*3
- 6. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し\*4
- \*1 7月の報告の際のみ記入する。(資金を除く。)
- \*2 準備型研修終了後については、交付期間の 1.5 倍(別記1第5の1の(2) なお書きにより海 外研修を実施した場合は5年間)又は2年間のいずれか長い期間及び、親元就農した者が当該農 業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者(親族との共同経 営者になる場合を含む。)となる場合の1回目の報告の際のみ添付する((別紙様式第14号)就

農報告で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。)。

- \*3 経営開始型の交付期間のみ添付する。
- \* 4 準備型の交付を受けた場合、認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人 並ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

別添1

## 作業日誌

<b>美日誌</b>		作業内容		作業時間
月	П			
月	П			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	П			
月	П			
月	П			
月	日			
月	日			
月	日			
			合 計	

※ 上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。

# 決 算 書(令和○年)

			計 画 ○年目 a	実 績 b	実績/計画 b / a
	〇〇 (作目)	経営規模	a		
		生産量			
		売上高			
農		経営規模			
業		生産量			
収		売上高			
入		経営規模			
		生産量			
		売上高			
	その他				
	農業次世代人材投資資金				
	収入計①(資金を除く)				

			計 画 a	実	績 b	実績/計画 b / a
農	原材料費					
	減価償却費					
業	出荷販売経費					
経	雇用労賃					
営						
費						
支出計②						
【参考】設備投資(内容、金額)		容、金額)				
農業所得計③ = ①-②						
農外所得④			総所得の	3)+4)		

## 作業日誌(独立・自営就農) 交付終了後〇年目 前半・後半(〇~〇月分)

令和 年 月 日

殿

氏名 印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 6 の 2 の (6) の規定に基づき作業日誌を提出します。

	作業内容		作業時間
月週			
月 週			
月週			
月 週			
		合 計	

#### 添付資料

- ・確定申告書類又は所得証明書の写し(7月の報告の際のみ添付する。)
- ・農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類(変更がある場合のみ添付する。)
- ・経営発展支援金により50万円以上の機械及び器具の財産を取得した場合は、財産管理台帳の写し (別添)
- ※ 上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌部分の記載を省略することが可能。

#### 財産管理台帳

#### 事業実施主体名(交付対象者名)

	事業実施	<b>正</b> 年度	令和 年	度		農林水産	省所管補助	金名:	農業次世	比代人材等	等事業(	経営発展す	支援金 🖺	事業)			
事業		事	<b>薬の内容</b>			工期(取行	导時期)		経	費の配分	<del>}</del>		処分符	制限期間	処分(	り状況	
区分		事業主体	工種構造	施工箇所	事業量	着工	竣工	総事業費		負担	旦区分		耐用		承 認	処分の	摘要
	事業種目		施設区分	又は		年月日	年月日				市町村	その他	年数	制限	年月日	内 容	
				設置場所			又は取得 年月日		助金	県費	費			年月日			
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
  - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を別に記入すること。
  - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
  - 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含むほかの書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

### 就農状況報告(雇用就農)

# 就農〇年目・交付終了後〇年目 前半・後半(〇~〇月分)

令和 年 月 日

殿

氏名 印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 6 の 1 の (7) の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. 雇用就農(予定)時期(どちらかにチェックする。)

日

既に就農している	年	月	日就農
まだ就農していない ※	年	月就	農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

2. 雇用先の農業法人等の名称等

法人等名	
住 所	
電話番号	

3.	担当している業務
4.	今後の課題及び目標
5.	農業従事日数・時間

時間

C	報告対象期間におけ	フ六法人。	の名かけついて
υ.		公父派云〜	^レノ/参加トに゚フレ・に

	参加した
	参加しなかった

## (「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。)

参加した回数	□	
交流会の内容 (対象者、実施内容など)		

### 就農状況報告(親元就農)

# 就農〇年目・交付終了後〇年目 前半・後半(〇~〇月分)

令和	年	月	Ħ

殿

氏名

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 6 の 1 の (7) の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. 親元就農(予定)時期(どちらかにチェックする。)

既に就農してい	る	年	月	日就農
まだ就農してレ	いない ※	年	月就	農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

2.	就農先の経営主の氏名等

加展几 小胜 百 工 小 尺 石 守				
氏	名			
住	所			
電話	番号			

3.	担当	してい	X	業務
υ.		$\cup$ $\cup$ $\vee$ $\cdot$	<b>'</b> مر	75/177

4. 今後の課題及び目標

5. 農業従事日数·時間

及水风于日外	1.71	
	日	時間

6. 経営継承(法人の場合は経営者となる)予定時期

7. 報告対象期間における交流会への参加について

参加した
参加しなかった

(「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。)

参加した回数	□	
交流会の内容 (対象者、実施内容など)		

#### 添付書類

別添 1. 作業日誌の写し

- 2. 青色事業専従者給与に関する届出書(変更届出書)の写し(交付対象者にかかる変更がある場合)
- 3. 家族経営協定等の写し(交付対象者にかかる変更がある場合)
- ※ 親元就農後に当該農業経営を継承又は法人の(共同)経営者となることにより、独立自営就農した場合は、それ以降の就農状況報告は、別紙様式第9-1号により報告することとする。

# 別添1

## 作業日誌

<b>美日誌</b>		作業内容		作業時間
月	П			
月	П			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	П			
月	П			
月	П			
月	日			
月	日			
月	日			
			合 計	

※ 上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。

### 継続研修計画

	令和	年	月	日
殿				
	氏 名		囙	

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産 事務次官依命通知)別記 1 第 6 の 1 の (7) の規定に基づき継続研修計画の承認を申請します。

### 1 就農時に係る計画

就農希望地		就農予定時期	年	月
		(就農予定時の年齢)	(	歳)
	□新たに農業経営を開始 □親(三親等以内の親族を な部門を開始	含む。以下同じ。)の	農業経営とに	対に新た
就農形態	□親の農業経営を継承 □全体、□一部 □ 雇用就農			
	□親元就農 「□親の経営の全体を約	継承、□法人の(共同) 合は経営者となる)予定		年 月〕
経営面積 <sub>*1</sub> 飼養頭羽数	a・頭・羽(合語	計) 農業所得目標*1		万円/円
経営内容*1	作目: 作目: (その他:	a a		)

	(その他:		)
2	2 将来の経営ビジョン(生産物の販売	売方法などを記載)	

3 継続研修の内容\*2

所	在 地						
·	研修期間	年	月	日 ~	年	月	日
	所						

### 添付書類

別添:先進農家等で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム(研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画)を添付。先進農家等以外の教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類)

- \*1 就農5年後の目標を記入する(雇用就農の場合は記入不要)。
- \*2 研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

# 継続研修届

令和 年 月 日

殿

氏 名 印

継続研修を開始しましたので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 6 の 1 の (7) の規定に基づき継続研修届を提出します。

継続研修開始日		年	月	日	
継続研修終了予定日		年	月	日	
研修機関等					

# 住所等変更届

令和 年 月 日

殿

氏 名 印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年4月6日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の1の(7)の規定に基づき住所等変更届を提出します。

変更前	氏名
	住所
	電話番号
	その他 ( )
変更後	氏名
	住所
	電話番号
	その他 ( )

※ 下線部は経営開始型の場合は「2の(6)」とする。

# 就農遅延届

令和	年	月	日
11 J.H	<del></del>	7	$\vdash$

殿

氏 名 印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 6 の 1 の (7) の規定に基づき就農遅延届を提出します。

就農期限日		年	月	日	
就農予定日		年	月	日	
遅延理由					
就農に向けたスケジュール	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				

### 就農報告

令和	年	月	目

殿

氏 名 印

以下のとおり就農しましたので農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 6 の 1 の (7) の規定に基づき就農報告を提出します。

	,					
研修終了日		年	月	目		
独立・自営就農、雇用就 農又は親元就農した日		年	月	日		
就農形態	□新たに農業経営を開 □親(三親等以内の親 は別に新たな部門を □親の農業経営を継承 □雇用就農 農業法 □親元就農 □親の経 ※1 経営継承	族を含 開始 (□全 人等の名 営の全	体、□- ら称・自 体を継 <sup>対</sup>	一部) 三所・電 承、□沒	話番号	司) 経営
就農地の市町村						
経営耕地 (a) **2	所有地					
	借入地					
営農作物*2						
経営開始型の受給**2	□ 有り		無し		未定	
農の雇用事業の活用**3	□ 有り		無し		未定	

- ※下線部は、研修終了後に親元就農し、その後、当該農業経営を継承又は法人の(共同)経営者となることにより独立・自営就農した場合は「親元就農」とする。
- ※1親元就農時の就農報告の場合のみ記入できる。
- ※2独立・自営就農の場合のみ記入
- ※3雇用就農の場合のみ記入

#### 添付書類

・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類、農業機械・

施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類及び通帳の写し(独立・自営就農の 場合)

- ・雇用契約書等の写し(雇用就農の場合)
- ・青色事業専従者給与に関する届出(変更届出)書の写し(親元就農の場合)
- ・家族経営協定等の写し(親元就農の場合)

## 就農中断届

令和 年 月 日

殿

氏 名 印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 6 の 1 の (7) の規定に基づき就農中断届を提出します。

就農中断予定期間		年	月	日~	年	月	日	
中断理由								
	年 月	日						
就農再開に向けた スケジュール	年 月	日						
	年 月	日						
	年月	日						

※ 下線部は経営開始型の場合は「2の(6)」とする。

### 就農再開届

令和 年 月 日

殿

氏 名 印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 6 の 1 の (7) の規定に基づき就農再開届を提出します。

就農中断期間	年	月	日	~	年	月	日
就農再開日			年	月	日		
要就農継続残期間	就点	農再開	日~	<u> </u>	年	月	日

<sup>※</sup> 下線部は経営開始型の場合は「2の(6)」とする。

# 就農状況確認チェックリスト(参考例)

※本様式は、就農状況の確認のためのチェックリストとして例を示したものです。本様式を参考に、就農状況の確認をしてください。 なお、就農状況報告における相談状況についても確認してください。

確認対象者住所:								
確認対象者氏名:								
農業次世代人材投資資金(経営開始型)	交付の有無	:		有	Ī	•	無	
確認者所属•名前:								
	確認日:	令和	年	月	日			

## 1 交付対象者への面談用 (これまでの状況について聞き取って下さい。)

## ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	強い意欲がある ・ 意欲がある ・ 意欲がない
b 情報収集について(研修会等への参加、質問・相談の状況等)	積極的に収集している ・ 収集している ・ 収集していない
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している ・ 聞き入れるが実践していない ・ 聞き入れない
d 地域のコミュニティ・活動への参加・協力状況について	積極的に参加・協力している ・ たまに参加・協力している ・ 参加・協力していない

## イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
b 機械・機器・施設の操作方法・安全 対策の習得状況	習得できている・概ね習得できている・習得していない
c 農業経営に関する知識の習得状況	習得できている・概ね習得できている・習得していない
d スケジュール管理について	先を見越した管理ができている・作業が遅れない程度に管理できている・管理できていない
e 経営管理について	自主的に進めている・意見を聞きながら進めている・自主性がない
f 効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる・取り組むよう努力している・取り組んでいない
g 経営状況(収支状況)の把握	把握している・概ね把握している・把握していない
h課題の把握	把握し改善に取り組んでいる・把握し改善策を検討している・把握していない

## ウ 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している	①計画どおりの規模で経営している・ ②概ね計画どおりの規模で経営して					
	3計画と	゙゚おり	に進んでいない。				

計画どおりに進んでいない場合は、その理田と改善策について以下に聞き取る。	
里由]	
ト 学 <i>か</i> つ	
<b>女善策</b> ]	

b 生産量について		
[作物(畜種)名:	1	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している
LTF初(苗俚)石:	J	③計画どおりに生産できていない
「45世紀 / 女廷〉々	1	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している
[作物(畜種)名: ] 		③計画どおりに生産できていない
	٦	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している
[作物(畜種)名:		③計画どおりに生産できていない

	場合は、その理由	と改善策について以下に聞き取る。
[理由]		
 [改善策]		
c 売上高について		
「ルル / カギ <b>)</b> カ	٦	①計画どおりの売上を計上している・ ②概ね計画どおりの売上を計上している
[作物(畜種)名:	]	③計画どおりの売上げを得られていない。
	_	①計画どおりの売上を計上している · ②概ね計画どおりの売上を計上している
[作物(畜種)名:	]	③計画どおりの売上げを得られていない。
		→ ①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している
[作物(畜種)名:	]	3計画どおりの売上げを得られていない。
③計画どおりに進んでいない <sup>±</sup> [理由]	場合は、その理由	と改善策について以下に聞き取る。
[任田]		

[改善策]		

## エ 労働環境等に対する取組状況

a 圃場周辺・作業場・施設内等の整備状況	清潔で快適に整備できている ・ 概ね整備できている ・ 整備できていない
b 農作業安全への取組状況	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる ・ 取り組んでいない
c 食品衛生管理への取組状況	今日の中人世球児のもは上八に取り組とでいる。 押も取り組とでいる。 取り組とでいたい
(加工を行っている場合のみ)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる・概ね取り組んでいる・取り組んでいない

## 2 (ま場(現地)確認用 (確認期間中の状況について記載して下さい。)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない・ 概ね遊休化されている土地はない・ 遊休化されている土地がある 作付期間外である

イ農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ 概ね適切に生産されている

適切に生産されていない土地がある。(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。) ・ 作付期間外である

_	ᆂᅪᆘᆍᆉᆉᆖᇎ	_
′-∠	書類確認用	1
U	一一大只儿上可心人	Т.

(これまでの状況について記載して下さい。)

ア農業従事日数

#### イ帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている・・・・帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある・・・・帳簿をつけていない

ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

農地法第3条の許可等(※)により農地の権利を有している・・農地法第3条の許可等を得ていない

- ※ 公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項 の規定に基づく事業計画による農地の権利設定を含む。

#### 変更後の農地面積

所有地		а	ì
借入地	親族から	а	ì
	第三者から	а	ì

## 4 総合所見

# 就農状況確認チェックリスト(参考例)

※本様式は、就農状況の確認のためのチェックリストとして例を示したものです。本様式を参考に、就農状況の確認をしてください。

確認対象者住所:							
確認対象者氏名:							
確認者所属•名前:							
	確認日:	令和	年	月	日		

## 1 確認対象者本人への面談用 (これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア現在の職務内容・担当部門

職務内容		(具体的な業務内容)
担当部門		
現在の業務に従い	事するにあたり、課題だと考えて	ている点や今後の目標について以下に聞き取る。
[課題]		
[今後の目標]		

## 2 雇用主への面談用

(これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア確認対象者の現在の職務内容・担当部門

職務内容	(具体的な業務内容)	
193.1万1/11位		
担当部門		
-L-7		00 km =
確認対象者の就業実態を見て、 語	果題だと考えている点や今後の目標について以下に	聞き取る。
[課題]		
[今後の目標]		
用主の確認対象者に対する	所見	

3	書類確認	B
J	音纸堆版	Н

(これまでの状況について記載して下さい。)

ア 出勤簿等(出勤状況のわかる書類)

予定どおり出勤している	•	欠勤が多い	•	ほぼ欠勤している
概ねの出勤状況				割程度

4	総合所見	킕
	一型い 田 ノノレン	,

# 就農状況確認チェックリスト(参考例)

※本様式は、就農状況の確認のためのチェックリストとして例を示したものです。本様式を参考に、就農状況の確認をしてください。

確認対象者住所:							
確認対象者氏名:							
確認者所属•名前:							
	確認日:	令和	年	月	日		

## 1 確認対象者本人への面談用 (これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア現在の職務内容・担当部門

	職務内容		(具体的な業務内容)
	10 V/ +7 88		
	担当部門		
	現在の業務に従い	事するにあたり、課題だと考えて	ている点や今後の目標について以下に聞き取る。
	[課題]		
	 [今後の目標]		
イ総	<b>述承等に向けた</b> 準	準備の状況	

## 2 経営主への面談用

(これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア確認対象者の現在の職務内容・担当部門

	職務内容	(具	体的な業務内容)
	担当部門		
	確認対象者の就	 業実態を見て、課題だと考えている	ら点や今後の目標について以下に聞き取る。
	[課題]		
	[今後の目標]		
/ Td=		フ <i>た</i> によ <i>と</i> はるいロ	
イ催	認対家者の継続	承等に向けた準備の状況	
ウ雇	用主の確認対象	象者に対する所見	

3	書類確認	B
J	音類唯認	H

(これまでの状況について記載して下さい。)

ア 農業従事日数(作業日誌で確認)

日、時間

4 総合所見

# サポートチーム活動記録(参考例)

※本様式は、サポートチームの活動記録の例を示したものです。本様式を参考に、活動記録を取りまとめてください。
交付対象者住所:
ZIIZZIEZZ.
+/1+14+++++
交付対象者氏名:
サポートチーム(経営・技術担当)名前:
サポーL エー / (労豊次会担业) 夕前.
サポートチーム(営農資金担当)名前:
サポートチーム(農地担当)名前:
訪問日•時間: 令和 年 月 日 時分~時分
ᅟᅟᅟᅟᅟᅟᅟᄓᄱᅜᅜᅜᅜᅜ

1	交付対象者への面談用	(これまでの状況について聞き取って下さい。)
		へこれば じりががに りい しぼさ 取つ しょういっ

ア 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している	・ ②概ね計画どおりの規模で経営している
a 柱呂別侯に りいて	③計画ど	おりに進んでいない。
③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と	と改善策について交付対象者とサポー	ートチーム認識を共有し、下欄に記載する。
[理由]		
[改善策]		

b 生産量について		
[作物(畜種)名:	1	①計画どおりの量を生産している・ ②概ね計画どおりの量を生産している
	J	③計画どおりに生産できていない
   「作物(畜種)名:	]	①計画どおりの量を生産している・・ ②概ね計画どおりの量を生産している
	1	③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:	]	①計画どおりの量を生産している・ ②概ね計画どおりの量を生産している
[TF初(苗性/右:	J	③計画どおりに生産できていない
	ま、その理由と	
[理由]		
F=1, M. 145-7		
[改善策]		

c 売上高について		
「ルル/カボンク		①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している
[作物(畜種)名:	J	③計画どおりの売上げを得られていない。
[作物(畜種)名:	1	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している
[1] [1] (田俚/石)	J	③計画どおりの売上げを得られていない。
[作物(畜種)名:	1	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している
	J	③計画どおりの売上げを得られていない。
③計画どおりに進んでいない場 「[理由]	合は、その理由。	と改善策について交付対象者とサポートチーム認識を共有し、下欄に記載する。
[改善策]		

1	農地の権利設定状況	(農地の権利設定に変更があった場合のみ)

農地法第3条の許可等(※)により農地の権利を有している

・ 農地法第3条の許可等を得ていない

※公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画による農地の権利設定を含む。

#### 変更後の農地面積

所有地	а
借入地	а

2	総合所見
_	ツいロルノし

1100 H 171 20		

※ 都道府県や融資機関が別途、フォローアップを実施している場合は、参考に添付する。

### 返還免除申請書

令和	年	月	日

殿

氏 名 印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 6 の 1 の (8) の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を	
申請する理由	

※ 下線部は経営開始型の場合は「2の(7)」とする。

### 農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付申請書

令和 年 月 日

殿

氏 名 印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 6 の 2 の (3) の規定に基づき農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付を申請します。

211 C 1 H C C 7 6										
交付期間	年	月	日	$\sim$		年	Ē	月		日
今回申請する資金の対象期間	年	月	日	~		年	Ē	月		日
前年の総所得 <sup>※1</sup> 農業経営開始前の所得、被災による資金 中の所得及び資金を除く額※2を記載	の交付休止期間	(ア)								円
今年の交付金額 <sup>※3、4</sup> 経営開始初年度の場合:150 万 円経営開始2年目以降の場合: (350 万円-(ア))×3/5 で算出 ただし、(ア)が 100 万円未満の場	出した額を記載 場合は 150 万円	(1)								円
今回の交付申請額 原則として(イ)の半額を記載										円
生活費の確保を目的とした国の他 (例:生活保護制度、雇用保険制度(		給付等			 	-	たけ、 たけ、		るない	`

- ※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。
- ※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額。
- ※3 1円未満は切り捨てとする。
- ※4 夫婦で受給している場合、この額の 1.5 倍を記載すること。

#### 資金の振込口座※

金 融 機 関			亍 信用金 業協同組合 沐中金	:庫 信月 信用月	用組合 農業協同		金庫  連合:	Alt		,	店•	所		出引	長所
店舗			金 融	機	関	Ξ	ı ,		ド						
名 等		預金・	貯金の種類	i 普通	通預金・当	<b>当座</b> 預	金	口座	番号						
石 等	郵位	更局	記号					当座) 番号							
口座名		(ふ) 氏	)がな) 名			•						•			

#### 添付書類

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類※
- ・身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し。(夫婦で交付申請する場合はそれぞれの書類))※
- ・離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)
- ・税務署等の収受印のある確定申告書の写し(前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合)
- ※ 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入(添付)しなくてもよい

### 経営再開届

令和 年 月 日

殿

氏 名 印

農業次世代人材投資資金(経営開始型)の受給を再開しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の2の(5)の規定に基づき経営再開届を提出します。

休止期間	年	月	日	~	年	月	日
経営再開日			年	月	日		
交付残期間	年	月	日	~	年	月	日

### 離農届

令和 年 月 日

殿

氏 名 即

農業経営を中止し、離農 (1) しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4月6日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の2の(6) (2) の規定に基づき離農届を提出します。

※下線部(1)は、経営開始型の交付期間及び同期間の営農継続期間中に就農形態の変更をする場合は、「独立・自営就農を中止」とする。

下線部(2)は、準備型の場合は「1の(7)のカ」とする。

離農日
-----

#### 添付書類

- ・独立・自営就農者が独立・自営就農を中止又は離農した場合は、農業を廃業したことが確認できる書類(廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日がわかる伝票等)
- ・雇用就農者が離農した場合は、退職したことが確認できる書類(離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書、社会保険資格喪失証明書等)

#### 農業次世代人材投資事業に係る個人情報の取扱いについて

#### 第1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、 個人情報の利用目的を明らかにし、農業次世代人材投資資金交付対象者本人の同意を 得ることにより、本事業を実施してください。

#### 第2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられます(別紙に同意書の例として、「個人情報の取扱い(例)」を添付しています)。

- 1 各都道府県や市町村等の関係機関での情報を共有することにより、交付対象者が 定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアッ プ活動に利用すること。
- 2 交付主体等が給付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。
- 3 国が交付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。
- 4 1から3までを実施するため、各交付主体等が交付対象者から提出される申請書 類の記載事項を、データベースに登録すること。
- 5 1から4までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

#### 第3 同意を得る例

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法として次の方法が考えられます。

- 1 農業次世代人材投資資金の申請者が計画書の申請を行う際、「個人情報の取扱い (例)」を配布し、計画が承認され、交付申請を行う時に、併せて、提出してもら う。
- 2 農業次世代人材投資資金の申請者が交付申請を行う際、「個人情報の取扱い(例)」 を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。
- 3 (別紙)個人情報の取扱い(例)において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記載する。

殿

#### 個人情報の取扱い (例)

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

#### 農業次世代人材投資事業に係る個人情報の取扱いについて

交付主体は、農業次世代人材投資事業の実施に際して得た個人情報について、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、交付主体は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関(注)へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関	国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、青年農業者等育成
12 4 1 1 1 2 2 1 2 4	センター、市町村、農業共済組合
	(※ その他追加する機関があれば明確にすること)

#### 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

令和 年 月 日

(法人・組織名)

氏名

#### 別紙様式第 23 号

#### 農業次世代人材投資資金事業計画(○年度) (実績報告)

農林水產省経営局長 殿

所在地 事業実施主体

囙

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 の第 8 の 1 の (1) の規定に基づき承認を受けたいので (2) 、下記のとおり農業次世代人材投資資金事業計画(実績報告)を申請 (3) します。

- ※下線部(1)は、実績報告の場合は「5の(1)」とする。
  - (2) は、実績報告の場合は不要。
  - (3) は、実績報告の場合は「報告」とする。

記

【事	業実施方針】				

#### 【計画内容】

- 1 農業次世代人材投資資金の都道府県への配分等
- (1) 都道府県への配分に係る計画(実績)

配分都道府県数	配分金额		千円
	(内訳)	農業次世代人材投資資金	千円
		推進事業費	千円

L					

- 2 全国型教育機関で研修を受ける就農希望者に対する農業次世代人材投資資金(準備型) の交付
  - (1)対象となる教育機関(要綱別記1の第5の1の(1)のイの(ア)の交付主体等が認める研修機関等)

事業説明会		(実績)			(2) Love 1 200	
開催時期	開催回数		内容		参加人数	
事業説明会	会等の開催方気	<del>È</del> †				
	者の研修計画 開催計画(実編 「		る計画(実績)			
開催地区	開催時期	開催回数	内 容		審査体制	
審査方針						
)全国型教 <sup>-</sup> の交付	育機関で研修	を受ける就	農希望者に対する農業次	世代人材技	<b>设資資金(準</b> 位	
产 農業次世代人材投資資金 実施(予定)機関数		金(準備型) 機関	の交付計画(実績) 交付対象者(予定)数		人	
実施(予定)			交付金額		千	

(5) 準備型交付対象者の研修実施状況現地確認計画 (実績)

ア 研修実施状況の確認計画 (実績) ※都道府県配分金額除く

	確認地区	確認時期	内 容	確認対象人数
		ロの確認卡針		
	如修夫他仏徒	ルマノ作品のフノ亚ト		
3	農業次世代人村 1 )農業次世代	オ投資資金交 ス ホオーヒン姿姿を	付対象者データベースの作成・運用 交付対象者データベースの作成・運用計画	前 (宝繕)
Ţ	1/ 辰木以臣八	八四汉貝貝亚	「文内内象石ケーケー、ハッド成一座市町區	
(	2) 個人情報の]	取扱い		
L				
		**	曲 类 求然 本 户 L 、	
4 [		且付乐、育年	農業者等育成センター等)との連携	
5	推進事業に関っ			
	推進事業費内記	沢(実績) <u>※</u> -	都道府県配分金額除く	
	事項		内 容	金額
	  ①事業実施に係	系る		
	事務			千円
	  ②事業の普及活	5動		
				千円
	③交付対象者~	<b>、</b> の		~
	指導活動			千円
	合 計			千円
				ΙΠ
6	その他			
	, <del></del>			

#### 都道府県農業次世代人材投資事業計画(実績報告)(○年度○○県)

令和 年 月日

○○農政局長

北海道にあっては、農林水産省経営局長 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

○○県知事 0000

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依 命通知)別記 1 第 8 の 1 の (2) (1) の規定に基づき承認を受けたいので (2) 、下記のとおり都道府 県農業次世代人材投資事業計画(実績報告)(○年度○○県)を申請(3)します。

- ※下線部(1)は、実績報告の場合は「5の(2)」とする (2)は、実績報告の場合は不要。

  - (3) は、実績報告の場合は「報告」とする。

記

新規就農者数に関する目標

(単位:人/年)

1217		1 1 1/41	
	項目	直近の実績 (〇年〇月〇日時点)	年度目標
新規	見就農者数		
	うち50歳未満		
É	自営就農者数		
	うち50歳未満		
雇	星用就農者数		
	うち50歳未満		
亲	所規参入者数		
	うち50歳未満		

※「項目」についてはその定義、「直近の実績」及び「年度目標」についてはその根拠を別紙で 示すこと。

- Ⅱ 農業次世代人材投資資金
- 1 農業次世代人材投資資金の交付計画 (実績)

(単位:人、千円)

準備型	○年度		交付期間	別対象者	数(金額)		<参考> 次年度交付
	交付対象者数 (金額)	1年未満	1年	1~2年	2年	2~3年	対象者数 (金額)
継続対象者分							
○年度新規採択者分							
合計							

	経営	○年度交付対 象者数		交付期間別対象者数(金額)					<参考> **生度なけ
	開始型	(金額)	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	次年度交付 対象者数 (金額)
j	継続対象者分								
	うち夫婦								
	〇年度新規 採択者分								
	うち夫婦								
	合計								
	うち夫婦								

※上段に人数を記入し、下段には交付金額を記入すること。

	合	計	○年度 ど付対象者数 (金額)	<参考> 次年度交付 対象者数 (金額)		
2	経営発展支援	金の交付計画	(実績)(単位	立:人、千円)		
		象者数 額)	<参考> 次年度交付5 (金額)	対象者数		
	※上段に人数	を記入し、下	段には交付金額	質を記入する。	こと。	
	準備型の交付主 ) 準備型の交付		ŧ			
(1)	□ 都道府					
	育成セ	ンター	 機関名			
(2)	 ) 研修機関等(要	夏綱別記1の領	第5の1の(1)	のイの(ア)	の交付主体等が認め	
4			等も記載する、		(関係機関との連携	を含む。) を記載。)
5 -	推進事業に関す	「る計画(実統	責)			
(1)	推進事業費内 都道府県	訳	=	一円		
	市町村			-円		
	育成センター			<del>-</del> 円		
(2)	合計 )都道府県推進	<b>_</b> 事業計画(実		-円		
( – )	事巧	頁		内容		金額
	① 事業実施 務	に係る事				千円
	② 事業の普	及活動				千円
	③ 交付対象 導活動	者への指				千円
(3)	新規就農者等		計画(実績)			
	開催時期	開催回数		内容		金額

千円

#### 別紙様式第25号

#### 経営開始型等交付計画(実績報告)(○年度○○市町村)

番 号 句 日

○○都道府県知事 殿

〇〇市	町村長	툿	
$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第8の1の(3)(1)の規定に基づき<u>承認を受けたいので</u>(2)、下記のとおり経営開始型等交付計画(実績報告)(〇年度〇〇市町村)を<u>申請(3)</u>します

- ※下線部(1)は、実績報告の場合は「5の(3)」とする。
  - (2) は、実績報告の場合は不要。
  - (3) は、実績報告の場合は「報告」とする。

記

I 新規就農者数に関する目標

(単位:人/年)

		項	目	直近の実績 (〇年〇月〇日時点)	年度目標
新	規	就農者	對		
		うち	50歳未満		
	自	営就農	と者数		
		うち	50歳未満		
	雇	用就農	<b>昊者数</b>		
		うち	50歳未満		
	新	規参入	者数		
		うち	50歳未満		

<sup>※「</sup>項目」についてはその定義、「直近の実績」及び「年<br/>
度目標」についてはその根拠を別紙で示すこと。

#### Ⅱ 農業次世代人材投資資金

1 農業次世代人材投資資金の交付計画(実績) (単位:人、千円)

	経営	交付期間別対象者数(金額)					<参考>		
	開始型	対象者数 (金額)	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	次年度交付 対象者数 (金額)
j	継続対象者分								
	うち夫婦								
	〇年度新規 採択者分								
	うち夫婦								
	合計								
	うち夫婦								

※上段に人数を記入し、下段には交付金額を記入すること。

2	経営発展支援金の交付計画	(宝績)	(単位:人、	千田)
4	飛呂光展 又復歩 ツスツョー	して飛り	(単位・人、	一円円り

交付対象者数 (金額)	<参考> 次年度交付対象者数 (金額)

<sup>※</sup>上段に人数を記入し、下段には交付金額を記入すること。

3 事業推進係	本制(審査体制	1、交付対象者からの	)営農上の相談対	応をはじめとす	る定着に向
けた支援等の係	本制(関係機関	引との連携を含む。)	を記載。)		

#### 4 推進事業に関する計画(実績)

	インマルスノ			
事項	内容			金額
① 事業実施に係る 事務				千円
② 事業の普及活動				千円
③ 交付対象者への 指導活動				千円
		合	計	千円

別添:交付対象者のサポート体制

交付対象者のサポート体制

部門	氏名又は職名
\\\\ \dag{\chi} \\ \dag{\chi}	

※部門欄には、「経営・技術」、「農地」、「営農資金」のいずれかを記入する。

#### 準備型交付計画(実績報告)(○年度○○県)

番 号 令和 年 月 日

○○都道府県知事 殿

○○青年農業	者等	育成~	セング	ター
	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第8の1の(4)(1)の規定に基づき<u>承認を受けたいので</u>(2)、下記のとおり準備型交付計画(実績報告)(○年度○○県)を<u>申請</u>(3)します。

- ※下線部(1)は、実績報告の場合は「5の(4)」とする。
  - (2) は、実績報告の場合は不要。
  - (3) は、実績報告の場合は「報告」とする。

記

I 農業次世代人材投資資金

1 農業次世代人材投資資金の交付計画(実績)

(単位:人、千円)

準備型	○年度		交付期間	別対象者	数(金額)		<参考> 次年度交付
	交付対象者数 (金額)	1年未満	1年	1~2年	2年	2~3年	対象者数 (金額)
継続対象者分							
○年度新規採択者分							
合計							

<sup>※</sup>上段に人数を記入し、下段には交付金額を記入すること。

2	事業推進体制(審	査、定着に向けた支援等の体制(関係機関との連携を含む。)	を記載。)
---	----------	------------------------------	-------

3	推准事業	に関す	ス計画	(宝績)

事項	内容			金額
<ul><li>① 事業実施に係る</li><li>事務</li></ul>				千円
② 事業の普及活動				千円
③ 交付対象者への 指導活動				千円
		合	計	千円

#### 令和○年度(○回目)支払請求書

番 号 年 月 日

殿

○□県知事

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった都道府県農業次世代人材投資事業計画について、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第8の2の(1)の規定に基づき、請求をしたいので、下記により金 円を交付されたく請求する。

記

(単位:円)

					(単位:	<u> </u>
事項	都道府県事業計画 に基づく事業費 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残 額 (A)-(B+C)	備考	
資金						
経営発展支援金						
推進事業費						
合 計						

※今回請求額の欄については、内訳として準備型と経営開始型の額をそれぞれ記載のこと。

#### 添付資料

都道府県農業次世代人材投資事業計画及び当該事業計画の地方農政局長の承認通知(写し)

#### 令和○年度青年就農給付金基金事業資金決算報告書

番号年月

農林水產省経営局長 殿

住 所 団 体 名 代表者名

印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第8の5の(1)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

#### 1 収入

単位:円

				1 1 3 · 1 · 3
	項目	金	額	
1	本年度補助金交付額			
2	利子等運用益			
3	その他の収入額			
	合 計			

#### 2 支出

単位:円

			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
区分	計画	実 績	備考
1 都道府県への補助金額			
2 全国型教育機関の研修生への			
交付金額			
3 推進事業費			
①事業実施に係る事務			
②事業の普及活動			
③交付対象者への指導活動			
合 計			

#### 3 事業資金残額

単位:円

	<u> </u>
収入-支出	

#### 添付資料

都道府県ごとの内訳が分かる資料